

國學院大學北海道短期大学部公的研究費の運営及び管理
並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、國學院大學北海道短期大学部（以下「本学」という。）が、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）による運営及び管理における不正な使用並びに公的研究費による研究活動における不正な行為の防止及び対応に係る体制及び取り組みについて定める。

(定義)

第2条 この規程における「不正」とは、故意又は重大な過失による次の各号に掲げるものをいう。

(1) 不正使用

公的研究費の他の用途への使用又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用

(2) 不正行為

ア 捏造

研究活動において、存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん

研究活動において、研究資料又は過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用

研究活動において、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語をその者の了解又は適切な表示なく流用すること。

エ 研究データの保存の懈怠

研究活動において、研究データの管理及び保存を著しく怠ることより、研究成果の

第

三者による検証可能性を不可能ならしめること。

オ 二重投稿

同一内容の論文を既に公表した紀要、雑誌又は書籍等とは異なるところに発表すること。ただし、再録である旨を明確に表示した上で公表することを除く。

カ 不適切なオーサーシップ

論文の作成になんらか関与又は貢献していない者が、執筆者又は共同執筆者であるとして名前を連ねること、及び、論文の作成に関与又は貢献した者が、執筆者又は共同執筆者であるとして名前を連ねないこと。

2 この規程における「研究者」とは、本学において研究活動を行う教職員、学生等をいう。

3 この規程における「構成員」とは、本学の研究者及び職員をいう。

4 この規程における「配分機関」とは、本学に対して公的研究費を配分する機関をいう。

第2章 不正防止及び不正対応の体制

第1節 不正防止の体制

(管理責任者)

第3条 本学は、管理責任者を次のとおり定める。

- (1) 最高管理責任者は、学長とする。
- (2) 統括管理責任者は、副学長とする。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、学長が指名する本学の教員及び短期大学部事務局長とする。
- (4) 研究倫理教育責任者は、学長が指名する本学の教員とする。

(最高管理責任者の責務)

第4条 最高管理責任者は、公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する取り組みのすべてを管理する。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応の基本方針を策定及び周知するとともに、それらを実施する。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を置き、公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応を適切につかさどる。

(統括管理責任者の責務)

第5条 統括管理責任者は、公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する組織横断的な体制を統括する。

- 2 統括管理責任者は、公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応について、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況等を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者の責務)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正使用の防止対策を実施するとともに、最高管理責任者に報告する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、本学の公的研究費の運営及び管理に関わる構成員に対して、公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正使用に当たるのか等を理解させるための教育（以下「コンプライアンス教育」という。）を実施する。

(研究倫理教育責任者の責務)

第7条 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、研究活動に関わる構成員を対象に、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、研究者に求められる倫理規範等を修得させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を実施する。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の内容及び実施方法についてのガイドラインを定め

るものとする。

3 前項のガイドラインには、以下の各号のものを含まなければならない。

- (1) 利益相反(研究者が、学外から研究費用の提供などの経済的利益を享受することにより、研究において必要とされる公正かつ適正な判断が著しく損なわれるのではないかと第三者から疑念が抱かれる可能性が生じていることをいう。)に関する知識の周知
- (2) 守秘義務(研究活動において調査の対象である者から得た個人情報及び公開されないことを前提として提供された情報を公開しないことをいう。)に関する知識の周知

(構成員の職務権限等)

第8条 公的研究費の事務処理に関する構成員の権限及び責任並びに職務権限に応じた決裁手続きは、國學院大學北海道短期大学部事務局運営規程、科学研究費助成事業取扱引きの定めによる。

2 本学内外からの公的研究費の使用ルールに関する相談は、コミュニティメディアセンターが窓口となる。

(不正防止計画推進本部の設置)

第9条 本学は、不正防止を推進するため、最高管理責任者の下に、不正防止計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(推進本部の任務)

第10条 推進本部は、次の号に掲げる事項を行う。

- (1) 不正防止計画の策定及び推進
- (2) 公的研究費の管理及び執行のモニタリング
- (3) 不正に対する告発及び相談(以下「告発等」という。)の取扱い及び調査に関する事項
- (4) 研究データの保存及び開示に関する事項
- (5) その他適正な公的研究費の運営及び管理並びに研究活動の確保に関する必要な事項

(推進本部の構成及び任期)

第11条 推進本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 統括管理責任者
 - (2) 最高管理責任者が指名する科学研究費助成事業採択経験を有する教員
 - (3) 最高管理責任者が指名する法律の知識を有する教員
 - (4) 事務管理・学生支援センター課長
 - (5) コミュニティメディアセンター課長
 - (6) その他最高管理責任者が必要と認める者
- 2 推進本部の長(以下「推進本部長」という。)は、統括管理責任者とする。
- 3 推進本部の構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第2節 不正対応の体制

(不正に関する告発・相談窓口)

第12条 不正に関する学内外からの告発等は、推進本部が窓口となる。

2 告発等は、ホームページ等による電子メールの送信、書面の提出又は窓口における面談により受け付ける。

(調査委員会の設置)

第13条 最高管理責任者は、第24条に定める本調査が必要であると判断したときは、推進本部内に調査委員会を設置する。

(調査委員会の構成)

第14条 調査委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 推進本部長
 - (2) 外部の有識者
 - (3) その他最高管理責任者が必要と認める者
- 2 告発者及び被告発者並びに直接利害関係を有する者は、委員となることができない。
- 3 調査委員会の構成において、外部の有識者は、調査委員の半数以上とする。
- 4 調査委員会の委員長は、推進本部長とする。
- 5 推進本部長が利害関係を有する場合は、最高管理責任者が指名する者を委員長とする。

第3節 公的研究費の監査体制

(公的研究費監査委員会の設置)

第15条 本学の公的研究費の不正使用に関する監査を実効性のあるものにするため、最高管理責任者は、公的研究費監査を担当する委員会を設置する。

(公的研究費監査委員会の任務)

第16条 公的研究費監査委員会は、次の号に掲げる事項を行う。

- (1) リスクアプローチに基づいた監査の計画の立案及び見直し
- (2) 監査結果の周知及び類似事例の再発防止の徹底
- (3) 推進本部によるモニタリングの機能の検証
- (4) その他公的研究費監査に関する必要な事項

(公的研究費監査委員会の構成及び任期)

第17条 公的研究費監査委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 統括管理責任者
 - (2) 事務管理・学生支援センター課長
 - (3) コミュニティメディアセンター課長
 - (4) その他最高管理責任者が必要と認める者
- 2 公的研究費監査委員会の委員長は、統括管理責任者とする。

- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

第3章 不正防止及び不正対応の取り組み

第1節 不正防止の取り組み

(コンプライアンス教育の実施)

第18条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営及び管理にかかわる構成員に対して、コンプライアンス教育を定期的に行い、受講状況及び理解度を把握する。

- 2 構成員は、コンプライアンス教育を受講の上、誓約書を提出し、その提出がない場合は、公的研究費の運営及び管理に関わることができない。

(研究倫理教育の実施)

第19条 研究倫理教育責任者は、公的研究費による研究活動に関わる構成員に対して、研究倫理教育を定期的に行い、受講状況及び理解度を把握する。

- 2 構成員は、研究倫理教育を受講の上、誓約書を提出し、提出がない場合は、公的研究費による研究活動に関わることができない。

(公的研究費の適正な運営・管理)

第20条 事務局の所管部署は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者と連携し、定期的な予算執行状況の把握や研究計画の遂行状況を確認し、必要な改善策を講ずる。

- 2 発注・検収業務、出張計画の実行状況の確認及び非常勤雇用者の勤務状況確認等については、國學院大學北海道短期大学部事務局運営規程及び科学研究費助成事業取扱手引きに基づき、事務局が行う。

(業者の不正防止・不正対応)

第21条 本学は、業者が不正な取引に関与した場合は、取引停止等の措置を講ずる。

- 2 最高管理責任者は、業者に不正な取引の防止及び対応についての誓約書を提出させることができる。

第2節 不正対応の取り組み

(告発者・被告発者の保護)

第22条 最高管理責任者は、第12条の告発等があった場合は、告発者の保護を徹底するとともに、被告発者を誹謗中傷から保護する方策を講じなければならない。

(事前調査)

第23条 最高管理責任者は、推進本部から告発等の報告があった場合は、調査委員会による調査(以下「本調査」という。)の可否を判断するための調査(以下「事前調査」という。)を行うことができる。

- 2 最高管理責任者は、告発等を受けてから原則として30日以内に本調査の要否を決定する。

(本調査)

第24条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合は、調査委員会を招集し、決定後10日以内に調査を開始する。

- 2 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に本調査を開始すること並びに調査委員会の委員の氏名及び所属を通知するとともに、配分機関及び文部科学省(以下「配分機関等」という。)に報告する。
- 3 告発者及び被告発者は、本調査開始の通知受領後10日以内に、最高管理責任者に対して書面により調査委員会の委員に関する不服を申し立てることができる。
- 4 最高管理責任者は、前項の不服申立てに十分な理由があると判断したときは、調査委員会の委員を交代させるとともに、告発者及び被告発者にその旨を通知しなければならない。
- 5 調査委員会は、本調査を開始してから原則として50日以内に調査結果をまとめる。ただし、前項の委員の交代があった場合には、その時点から起算するものとする。
- 6 調査委員会は、本調査終了前であっても配分機関等の求めに応じ中間報告を提出する。
- 7 調査委員会は、本調査結果に基づき認定の判断を行い、最高管理責任者に報告する。
- 8 最高管理責任者は、本調査の実施決定後、調査委員会から本調査結果が報告されるまでの間、当該事案に係る公的研究費の執行停止等の一時的措置を講ずることができる。

(調査結果の通知・報告)

第25条 最高管理責任者は、速やかに告発者及び被告発者に本調査の結果を通知する。

- 2 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、配分機関等に本調査の結果を報告する。ただし、210日以内に本調査が完了しないときは、調査の中間報告を配分機関等に提出するものとする。

(不服申立て・再調査)

第26条 被告発者は、調査結果の通知受領後10日以内に、最高管理責任者に対して書面により不服を申立てることができる。

- 2 調査委員会は、最高管理責任者の指示の下、不服申立ての審査を行い、審査の結果、再調査を必要と判断したときは、50日以内に再調査を行うとともに、その結果を最高管理責任者に報告する。
- 3 最高管理責任者は、調査委員会が不服申立てを却下したとき及び再調査を開始したとき並びに調査委員会から再調査の結果を受領したときは、速やかに、被告発者及び告発者に通知するとともに、配分機関等に報告する。
- 4 被告発者は、再調査の結果に対して、再び不服を申立てることはできない。

(調査結果の公表)

第27条 最高管理責任者は、調査の結果、不正と認定された案件については、その結果を公表しなければならない。

- 2 公表すべき項目は、別紙のとおりとする。
- 3 最高管理責任者は、調査の結果、不正と認定されなかった案件については、調査結果を公表しない。ただし、悪意による告発等特段の事情が認められる場合は、被告発者の同意を得て公表することができる。
- 4 最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、不正使用に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。

(措置)

第28条 最高管理責任者は、次の各号のいずれかに該当することを認めるときは、被告発者及び管理責任者に対し、國學院大學北海道短期大学部学則及び就業規則に基づき必要な措置を講ずる。

- (1) 不正が行われたと認定されたとき。
- (2) 前号において、管理監督の責任が十分果たされていなかったと認められたとき。

(法的手続き)

第29条 最高管理責任者は、調査の結果、不正と認定された場合において、行為の悪質性が高いときには、刑事告発や民事訴訟等の法的手続きをとることができる。

(構成員への不正の調査結果の周知)

第30条 最高管理責任者は、不正の調査結果について、再発防止の観点から、構成員に周知しなければならない。

第4章 雑則

(事務)

第31条 この規程の実施に関する事務は、コミュニティメディアセンターが所管する。

(細則規程)

第32条 その他この規程の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第33条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。